

奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十七号

奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則（昭和四十八年十二月奈良県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。